04. 法人を解散した後の第2次納税義務者について

未納のある法人を解散したときの未納分はどうなるの?

未納の税金があるまま法人を解散した場合に、その法人は税金を払わなくても済むのか、と 言ったら、そんなに甘くはありません。税務署はその滞納している税金を第2次納税義務者に 対して請求することが出来ます。

国税徴収法第三十四条(清算人等の第二次納税義務)

法人が解散した場合において、その法人に課されるべき、又はその法人が納付すべき国税を納付しないで残余財産の分配又は引渡をしたときは、その法人に対し滞納処分を執行してもなおその徴収すべき額に不足すると認められる場合に限り、<u>清算人及び残余財産の分配又は引渡</u>を受けた者は、その滞納に係る国税につき第二次納税義務を負う。

ただし、清算人は分配又は引渡をした財産の価額の限度において、残余財産の分配又は引渡 を受けた者はその受けた財産の価額の限度において、それぞれその責に任ずる。

これは、納税できる残余財産を有していたにもかかわらず、法律上優先されるべき租税債務 に先んじて他へ分配、引渡しをしたのですから、責任を負うのは当然ですね。

また、解散の場合に限らず、法人が税金を滞納しているにもかかわらず資産を有さず(本来は課税される収益や預かった消費税等があるはず)、滞納処分が行えない場合なども第2次納税義務者が納税義務を負う場合があります。

簡単にいうと、会社財産を自身含め社外へ流出させてしまった取締役などに責任があり第2 次納税義務者になるのです。

しかし、預かった消費税も赤字経営のなかで、やむなく流出してしまい、滞納消費税を納税できないって事は残念ですが結構あります…。

そんな場合に第2次納税義務が問題となるかといえば、高額な役員報酬を取っていたり、悪意で他へ流出させている場合は別ですが、通常は考えられません。